

# 第 1 回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和 4 年 6 月 3 日午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分

<p>主な審議事項</p> <p>1 令和 4 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について</p> <p>ア 審議日程について</p> <p>イ 実地視察の実施について</p> <p>ウ 審議会の公開について</p> <p>エ 審議会運営上の了解事項について</p> <p>2 その他</p> <p>審議要旨</p> <p>1 令和 4 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について</p> <p>審議日程の審議に入る前に労働者側から次の提案があった。</p> <p>特定(産業別)最低賃金の必要性審議に関して、労使の情報共有するうえで、現場からの声をしっかり聞いて議論すべきであり、必要性審議を行う特別小委員会に意向表明を行った 5 産業について参考人招致の提案があった。</p> <p>会長より、審議会運営に関する事なので、本審議会又は運営小委員会で審議すべきものだが、日程の関係もあり本審議会でも議論してよいか確認があり、本審議会でも議論することとなった。</p> <p>使用者側からは、現場の声を聞くことは大事であると思うが、労使とも現場の声を聞いた上で代表委員として臨んでいるものであり、それぞれの産業の現場の声を集約した意見書でもよいのではないか、本年度から参考人招致を行いたいのか確認したいとの意見があった。</p> <p>労働者側からは、労使の合意ができるのであれば参考人招致を本年度から行いたい、審議日程の変更につながる、合意できれば来年度からでもよいと考えているとのこと。</p> <p>また、意見書でもよいのではといったことだったが、意見書についてより深く聞きたいといったことがあっても、文面だけでは伝わらない点があるため、参考人招致を考えたとのことだった。</p> <p>公益側より、従来労使から意見書を取っているのは特賃の金額審議のときであり、必要性審議のときに意見聴取は行っていない。労働者側の提案は必要性審議の時に参考人招致を行う提案であり、参考人招致が無理の場合は意見書でもよいといったことか、運営小委員会を開くことになったとしても、審議する内容を本審で決めてもらわないと運営小委員会での審議ができないとの意見があった。</p> <p>労働者側より、できれば金額審議でも意見書ではなく参考人招致の思いがあるとのこと。</p> <p>会長より、本件は本審議会では保留とし、次回までに労働者側は考えについて整理し文書にまとめて提出するように、本件は継続審議とするが参考人招致で労使が合意したとしても日程からして来年以降になる見込みであるとの説明があった。</p> <p>ア 審議日程について</p> <p>昨年度第 8 回審議会において県最賃は 10 月 1 日、特定(産業別)最賃は年内発効を目標にした標準的な審議計画としており、委員の日程調整を行なった結果、県最賃の答申は 8 月 5 日(10 月 1 日発効)目標にするが、専門部会が 3 回から 4 回となった場合は、答申が 8 月 8 日(10 月 2 日発効)に変更となる場合もあることを含み日程調整後修正案が承認された。</p> <p>イ 実地視察の実施について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の事業所に及ぼす影響を考慮し、令和 2 年度と令和 3 年度は実地視察を中止としたが、令和 4 年度については、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の減少傾向が続いていることから予定通り実施することが承認された。</p> <p>実施が決まったため、事務局案として視察先を県南地区の飲食業、日程は 6 月 20 日(月)とすることを提案し承認された。</p> <p>ウ 審議会の公開について</p>	出席状況	公益	5 / 5	
			労側	5 / 5
			使側	5 / 5

本審を原則全部公開としているが、専門部会が非公開となっている。先般専門部会の公開について要請があったが、公開に関する事務処理要領のとおり従前の取扱いでよいか確認し、従前どおりとすることが承認された。

#### エ 審議会運営上の了解事項について

了解事項に入る前にとりして、使用者側から次の確認があった。

新聞に、最低賃金の引き上げについて、2025年にも全国平均で1時間当たり1,000円以上を目指すとした国の方針が載ったが、地方の最低賃金を決めるに当たって、国の時々々の事情を考慮すべきか疑問がある。昨年はコロナであったが、今年もウクライナ問題、原油高、電気料等の値上げといった非常に厳しい状況にある。

事務局としても新聞内容は確認している。最低賃金について「できる限り早期に全国加重平均1,000円以上」となることを目指しているが、1,000円達成の具体的な年限について、これまで明らかにしたことはない。

5月31日公表の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(案)」では、「本実行計画を具体的に推進するため、5年間を目途とする工程表を作成し、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、PDCAサイクルを進める」と記載されているが、具体的な工程表は決定していないとの説明があった。

労働者側から、政府として決定したとは聞いていないので、様子見の状態にある。早期に1,000円以上にすることは労働組合の目標でもあるので、問題ないとの意見があった。

使用者側より、事務局からは予想どおりの回答であったが、岩手県最低賃金を決めるに当たっては、岩手県の経済状況、支払能力、労働者の賃金、地域間の格差を考えて審議してほしい。

了解事項として、運営小委員会の設置、県最賃参考人意見聴取の方法、行政機関からの概況説明及び資料作成の方針について確認し了承された。

#### 2 その他

事務局から、前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会会長及び岩手労働局長あて、最低賃金に関する意見書等が4通提出されていることを報告した。

#### 次回開催日

会議名 令和4年度第2回岩手地方最低賃金審議会  
日時 7月1日(金) 午後1時  
場所 盛岡第2合同庁舎3階会議室  
主な議題 県最賃の改正決定について(諮問)

#### その他

特記事項なし